

社人研研究会コメント（子ども・子育て拠出金）

小野太一

（政策研究大学院大学）

多くの示唆に富むもので大変勉強になるとともに、参照文献の量の多さからも筆者の尽力が伺える力作であると思われ、敬意を表したい。その上であえて、読みながら気になった点をいくつか並べる。

なお評者は、「子ども・子育て支援金の社会保険としての性格は認めるものの、財源としては『事業主負担の増＋消費増税』で賄うことができればその方がよかったのではないか」との立場であり、その点でバイアスがかかっている可能性があることを了解いただきたい。

1. 医療保険制度を通じた負担に実質的な意味を持たせて論を構成することへの違和感

- ・高齢者にも負担を求めることができる唯一のルートであったため選択されたのが医療保険料への上乗せ（一義的には徴収コストの抑制）。
- ・医療保険保険料の流用ではないとの政府説明。

<2.（1）の労使折半に係るロジック>

- ・「医療保険の保険者を構成する被保険者・事業主－制度としての受益が認められる」について、厚生年金保険他の社会保険でも同様であり、特段医療保険だからということではない。

<支援金における「費用の負担の分かち合い」の実現に係るロジック>

- ・「医療保険を活用して保険者に賦課徴収をさせること」を根拠に「事業主を含む全国民での費用を負担する能力に応じた費用の負担の分かち合いが実現される」と説明することは、他の既存の社会保険料の徴収機構に比べての医療保険の技術的優位を示すのみの意味しかないのではないか。新たな賦課徴収ルートを設けたとしても同様の「分かち合いが実現される」のであり、医療保険制度を通じることに実質的な意味はないのではないか。

<支援金が充当される児童手当の支給対象に係るロジック>

- ・「医療保険を活用して——医療保険の目的の範囲で認められるためにも、児童の年齢で区分することなく、すべての児童に係る児童手当の支給を充当の対象とすることが妥当」との主張(4.4.2)は、たまたま利用した徴収経路に依存して制度の在り方への論拠としており、根拠を欠くようにも思われる。

2. 児童手当の支給に関する「拠出金」と「支援金」の関係性の説明に関する疑問

- ・拠出金と支援金の違いについて、拠出金は事業主負担のみからなるため非被用者の児童手当には充当されていないことを所与として、支援金の合理性を説くが、医療保険制度において「サラリーマンが引退後国保に移り老人医療費の負担が偏ることの不合理」を持って、事業主負担もある健康保険保険料を国保に所属する高齢者や高齢者医療制度に移転させることを合理的であるとしていることを想起すれば、法目的において将来世代の育成をかける児童手当において、被用者の子どもは被用者、非被用者の子どもは非被用者になるわけではないのだから、既存の拠出金制度においても非被用者とプールす

るという選択肢にも合理性があるのではないか。（※児童手当の目的を「家計の補助」（つまり親が対象）とするのか、「子供の健全な育成」（つまり親を通じた子どもを対象）とするのか、という議論にも関わるが）

3. 租税法定主義との関係（※定型性）

- ・拠出金の対象よりも支援金の対象の方が定型性が高いことはその通り。
- ・であれば納付金総額の設定の時限措置後の対応については、定型性がある給付であり特段のキャップは不要ではないか。
 - ・（関係ない？が）介護保険の地域支援事業について、総合事業の一般介護予防事業と、包括的支援事業の在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業において、定型性の（低さの）度合いにおいては両者がそう異なるものではなく、かつ、2号保険料の充当には差がある。いずれも事業費には一定のキャップが定まっているにもかかわらず、2号保険料の充当に差があることはどう説明するか。

4. 児童手当の考え方において、「労働政策的な色彩」を断ち切ってしまうことの是認への疑問

- ・賃金において年功給的な色彩が乏しくなるのであれば、逆に当該労働力を利用してビジネスを営む事業主は、他の手段で、年功給的な給与の支払いが内包していた労働者の家庭生活の安定とその子女の養育費用負担に対する責任を別の形で担うべきではないか。
- ・現行の拠出金制度によりファイナンスされる児童手当は、家族給の肩代わりの意味合いも持って発展してきている一方で、よりユニバーサルな性格のものに変わりつつある。その趣旨は否定しないものの、それを雇用保険二事業への事業主負担に引き継ぐ形となることは、雇用保険自体の性格（労働者の職業の安定に資するため）との整合が求められる。そのことと、ユニバーサル化して労働政策的な色彩を薄めてきたこととの折り合いをいかにつけるのか。
 - （・ユニバーサル化することで事業主負担の趣旨が「社会の一員」のような、ある意味ふわっとしたものに变质していくと思われるが、行き過ぎると事業主負担を求める論理的根拠が損なわれ、再分配の在り方として問題が生じるのではないか。（※「労働分配率の低下傾向」や「内部留保の累積増」等の状況を踏まえるとなおさら））

（期待）5. 公務員に係る制度の不合理への追求の必要）

- ・子ども・子育て支援金は公務員にも賦課される一方、公務員が受給する児童手当には充当がない。国会議論においてもこの点は問題とされていないが、この点はどのように justify されるのか。

（以上）